

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金Q & A

<補助金の目的>

被災市内の小規模事業者における事業再開及び事業継続に向け、令和5年台風第13号により被害を受けた施設、設備等を復旧に要する費用を支援し、県内産業基盤の回復を図ることを目的とします。

<補助金の概要>

補助対象者	災害救助法適用3市(日立市・高萩市・北茨城市)の事業所の建物、設備等が被害を受けた小規模事業者		
補助対象経費	・建物の修繕費 ・機械設備の修繕及び購入費 ・業務用車両の修繕及び購入費 など ※被災後から交付決定前までの間に修繕、購入等した設備等についても対象		
補助上限額 補助下限額	復旧に要する費用	補助上限額	補助下限額
	5,000万円以上	1,000万円	50万円
	1,000万円以上 ~ 5,000万円未満	700万円	
	500万円以上 ~ 1,000万円未満	200万円	
	100万円以上 ~ 500万円未満	50万円	
	※「復旧に要する費用」が100万円未満の場合は補助対象外		
補助率	2/3 以内		

<補助金を申請するにあたって>

- 自然災害等からの復旧・復興は、損害保険・共済等の自助の取組が原則となりますが、本事業は、台風第13号の被害を鑑み、地域経済の早期の再建を図ることを目的として、特例的に措置された制度です。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、制度の趣旨や遵守事項等についてご理解いただきますようお願いします。
- 事業者は、要綱等に従い誠実に事業を実施することが義務付けられており、不正・不当な行為に対しては、補助金返還等の処分が科されますので適切な運用に努めてください。

<問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

茨城県産業戦略部中小企業課 被災事業者支援対策室
 【対応時間:土日・祝日・12/29-1/3を除く 午前9時から午後5時まで】
 電話番号:029-301-3485(直通)

目次

1 補助対象事業者	5
【問1-1】 対象となる小規模事業者の範囲は。	5
【問1-2】 小規模事業者であっても対象とならないものはいるか。	5
【問1-3】 常時使用する従業員とは。	5
【問1-4】 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。	6
【問1-5】 みなし大企業とは。	6
【問1-6】 本社は県外だが対象になるのか。	6
【問1-7】 本社は災害救助法適用の3市内にあるが、被災したのが救助法適用3市以外の事業所であった場合は対象になるのか。	6
【問1-8】 フランチャイジーでも対象になるのか。	6
【問1-9】 災害救助法適用の3市（日立市・高萩市・北茨城市）に、事業所を有する必要があるのか。	6
【問1-10】 開業してまだ1年しか経っていないが、補助対象となるか。	7
【問1-11】 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか。	7
【問1-12】 事業を営む法人が使用している施設、設備等が被災して当該法人が復旧（修繕等の費用負担）を行う場合、当該施設等の名義が別の者（例：法人の代表者や役員等）であったときは、申請は誰が行うことになるのか。	7
2 補助対象経費	8
【問2-1】 補助対象となる施設とは。	8
【問2-2】 施設の建替えは対象となるのか。	8
【問2-3】 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。	8
【問2-4】 補助対象となる設備とは。	8
【問2-5】 設備の購入（入替）は補助対象として認められるのか。	8
【問2-6】 購入（入替）による復旧の場合、従前の設備と同等程度の機能であることが条件となっているが、どのように判断するのか。	9
【問2-7】 中古品であっても補助対象となるのか。	9
【問2-8】 修繕をしたが、直らずに新たに設備を購入（入替）した場合には両方とも補助対象となるのか。	9
【問2-9】 被災時と設備等の設置場所が変更となってもよいか。	9
【問2-10】 補助金の申請前に既に契約、購入したものは補助対象となるのか。	9
【問2-11】 リース資産（割賦払い）は補助対象となるのか。	9
【問2-12】 リース資産の入替は補助対象として認められるのか。	10
【問2-13】 遡及適用される補助金だが、既にリース契約で入替をしてしまった設備は補助対象とならないのか。	10
【問2-14】 車両は補助対象となるのか。	10
【問2-15】 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。	10
【問2-16】 土砂撤去は補助対象となるのか。	10
【問2-17】 自社の社員を使って修繕を行なった場合には補助対象となるのか。	11

【問 2-18】	被災後の休業期間中における従業員の給与補償は補助対象となるのか。	11
【問 2-19】	風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。	11
【問 2-20】	他の補助金との併用は可能か。	11
【問 2-21】	器具や工具は補助対象となるのか。	11
【問 2-22】	消耗品は補助対象となるのか。	11
【問 2-23】	自社（他社から預かったものを含む）の在庫、商品、原材料が被災した場合、補助対象となるのか。	11
【問 2-24】	賃貸物件（アパートやマンション等）は補助対象となるのか。	12
【問 2-25】	消費税の取扱いはどうなるのか。	12
【問 2-26】	振込手数料は補助対象となるのか。	12
【問 2-27】	保険の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか。	12
【問 2-28】	交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。	12
【問 2-29】	複数の設備にまたがる保険金の扱いはどうすべきか。	12
【問 2-30】	資産計上されていない施設や設備、車両は、補助対象となるのか。	13
【問 2-31】	「復旧に要する費用」と「補助対象経費」の違いは何か。	13
3	申請等手続き	14
【問 3-1】	申請書はどこに提出すればよいか。	14
【問 3-2】	補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要になるのか。	14
【問 3-3】	補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。	14
【問 3-4】	申請は事業所単位で個別に行うのか。	14
【問 3-5】	補助金の申請は、1 回限りか。	14
【問 3-6】	補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。	15
【問 3-7】	台風による被害を受けた施設・設備が補助対象となるが、どのように証明するのか。	15
【問 3-8】	被災状況について写真が必要になるのか。	15
【問 3-9】	り災証明はどこで発行してもらえるのか。	15
【問 3-10】	見積書は複数取る必要はあるのか。	15
【問 3-11】	様式第 2 号別紙 2 の修理不能であることの確認先はどこを記載すればよいか。	16
【問 3-12】	様式第 2 号別紙 2 の被災設備等と同等性能であることの確認先はどこを記載すればよいか。	16
【問 3-13】	要件の「事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済み、又は第 17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること」とは具体的にどのようなことを指すのか。	16
【問 3-14】	電子申請の場合、ファイル名はどのようにしたらよいか。	16
【問 3-15】	補助金は先着順で支給されるのか。	16
【問 3-16】	申請した補助金額が必ずもらえるか。	17
【問 3-17】	実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。	17
【問 3-18】	申請期間が 2 月末までだが、第 2 回公募の可能性はあるか。	17
【問 3-19】	申請書の作成を行政書士やコンサルタントに委託してもよいのか。	17
【問 3-20】	交付決定後に追加の設備等を補助対象としたいなど、補助対象経費に変更があっ	

た場合は申請内容を変更することはできるか。 17

1 補助対象事業者

【問 1 - 1】対象となる小規模事業者の範囲は。

(回答)

- 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のいずれにも該当する者のうち、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に規定する商工業者に該当する者です。
- 金融業、農業、林業、漁業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、全ての組合は対象となりません。

業 種	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	20 人以下
卸売業	5 人以下
サービス業	5 人以下
小売業	5 人以下
宿泊業、娯楽業	20 人以下

【問 1 - 2】小規模事業者であっても対象とならないものはいるか。

(回答)

- 小規模事業者であっても下記のもの対象となりません。
 - ①茨城県暴力団排除条例で定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者。
 - ②代表者又は役員のうち同条例で定める暴力団員及び暴力団員等が該当する者がある事業者。
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者。
 - ④みなし大企業である者。
 - ⑤県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がある者。
 - ⑥資本金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている者。
 - ⑦直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える者。

【問 1 - 3】常時使用する従業員とは。

(回答)

- 労働基準法第 20 条で定める「予め解雇の予告を必要とする」常勤従業員が該当し、被災した事業所だけでなく事業者全体の常勤従業員を指します。
- なお、「会社役員（※ 1）」、「事業主本人」、「同居の親族従業員（※ 2）」、「育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は休職中の社員」などは常勤従業員には含みません。
※ 1 従業員との兼務役員は「常勤従業員」に該当

※2 別居の親族従業員は「常勤従業員」に該当

【問1-4】中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

- 発災時または補助金申請時、いずれかの時点で小規模事業者であった者は、小規模事業者とみなします。
- なお、小規模事業者として県に補助金申請を行う場合、前述の期間中に一時的に中小企業者であったとしても、日立市・高萩市・北茨城市で申請を受け付けている中小企業者への「被災事業者再建支援事業費補助金」への申請はできません。

【問1-5】みなし大企業とは。

(回答)

- 下記の要件のいずれかに当てはまる企業はみなし大企業です。
 - ①一の大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
 - ②複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
 - ③役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している。

【問1-6】本社は県外だが対象になるのか。

(回答)

- 本社が県外であっても日立市、高萩市、北茨城市にある事業所が被害を受けた場合には対象となります。

【問1-7】本社は災害救助法適用の3市内にあるが、被災したのが救助法適用3市以外の事業所であった場合は対象になるのか。

(回答)

- 本社が災害救助法適用市内にあっても、被災した事業所が災害救助法適用市外である場合には対象となりません。

【問1-8】フランチャイジーでも対象になるのか。

(回答)

- フランチャイジーであっても、小規模事業者該当する加盟店であれば対象になります。ただし、本部が実施、負担する部分については対象となりません。

【問1-9】災害救助法適用の3市（日立市・高萩市・北茨城市）に、事業所を有する必要があるのか。

(回答)

- 災害救助法が適用された3市に事業所を有する事業者が対象になります。
- 事業所が対象地域外にあり、出張等で偶然に対象地域で車両等が被災した場合の復

旧費用は、対象となりません。

【問 1 - 1 0】 開業してまだ1年しか経っていないが、補助対象となるか。

(回答)

○補助対象となります。所得税申告書や青色申告決算書・収支内訳書は、提出可能な分だけご提出ください。

【問 1 - 1 1】 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか。

(回答)

○申請できます。

【問 1 - 1 2】 事業を営む法人が使用している施設、設備等が被災して当該法人が復旧（修繕等の費用負担）を行う場合、当該施設等の名義が別の者（例：法人の代表者や役員等）であったときは、申請は誰が行うことになるのか。

(回答)

○補助金申請を行うことができる者は、自らの経費で被災施設等の復旧を行う者であるため、この事例の場合は「法人」となりますが、原則、当該施設等の所有者でないと補助金の申請（支給）は認められません。

○ただし、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、借主である法人に修繕義務がある場合には例外として認められる場合があります。

2 補助対象経費

【問2-1】 補助対象となる施設とは。

(回答)

○台風による被害を受けた事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の建物で、事業の実施に必要不可欠な施設が対象となります。

※生産活動・事業に直結していないと判断される場所は対象となりません。

(対象とならない例：社長室、従業員用の休憩室、更衣室、店舗兼住宅の住宅部分など)

※建物とは一般的な「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物」です。

(対象とならない例：壁を有しないカーポート、へい、門、看板など)

【問2-2】 施設の建替えは対象となるのか。

(回答)

○施設については、修繕が対象となり、建替えは対象となりません。

【問2-3】 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

(回答)

○復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。

○復旧に要する費用を、「事業用のみ」、「非事業用のみ」、「その他」に分類し、事業用面積比率などにより、補助対象経費を積算します。

【問2-4】 補助対象となる設備とは。

(回答)

○台風による被害を受けた専ら事業の用に供する機械設備であって、原則、固定資産台帳に「機械及び装置」、「車両及び運搬具」として計上されているものが対象となります。

※備品、什器等で業務用のみに利用することが証明できないものや、汎用性が高い又は事業活動に直結していないと判断される事務機器等(パソコン、コピー機、タブレット、スマートフォン等)は対象となりません。

【問2-5】 設備の購入（入替）は補助対象として認められるのか。

(回答)

○原則、修繕に係る費用が対象となります。ただし、修繕できない理由があるときはその理由を様式第2号別紙2に記載していただき、認められた場合には被災した設備と入替により購入が可能です。原則、被災した設備は処分していただくことになります。

(例：修理用部品の調達が困難、修理代金が著しく高い（比較見積の添付が必須）など)

○また、入替える設備は従前の設備と同じもの（同等程度の機能）であることが条件となります。

【問 2－6】 購入（入替）による復旧の場合、従前の設備と同等程度の機能であることが条件となっているが、どのように判断するのか。

(回答)

○購入（入替）する設備の使用目的、生産能力、グレードが従前の設備と同等であることを確認したメーカーや販売店などの確認先を様式第 2 号別紙 2 に記載してください。併せて、被災した設備及び購入（入替）する設備のカタログ等を提出してください。

○なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が入手できない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、対象とすることができます。

【問 2－7】 中古品であっても補助対象となるのか。

(回答)

○原則、修繕に係る費用が対象となりますが、修繕できない理由が認められた場合には中古品、新品どちらの購入（入替）でも対象となります。

【問 2－8】 修繕をしたが、直らずに新たに設備を購入（入替）した場合には両方とも補助対象となるのか。

(回答)

○補助対象となったものは資産台帳に計上していただく必要がありますので、修繕しても直らなかった設備や試験運転費用は対象となりません。

【問 2－9】 被災時と設備等の設置場所が変更となってもよいか。

(回答)

○被災時に設置されていた事業所への再設置が原則となります。

【問 2－10】 補助金の申請前に既に契約、購入したものは補助対象となるのか。

(回答)

○対象となります。ただし、台風による被害を受けた施設、設備であることが「り災証明（被災証明）」で確認でき、申請に必要な添付書類がそろっていることが必要です。

【問 2－11】 リース資産（割賦払い）は補助対象となるのか。

(回答)

○リース資産（割賦払い）であっても【問 2－4】で記載した要件を満たし、申請者

が修繕義務を有している場合（リース契約書で確認します）には対象となります。

【問 2 - 1 2】 リース資産の入替は補助対象として認められるのか。

(回答)

- 資産台帳に計上されており、修繕義務を有しているリース資産が被災し、修繕できない理由が認められた場合には購入（入替）が可能です。
- ただし、被災した設備の契約負債分（リースの残額）や違約金は対象となりません。
- また、購入（入替）する設備の支払い方法は一括購入のみが対象（リース等の割賦購入は不可）となります。

【問 2 - 1 3】 遡及適用される補助金だが、既にリース契約で入替をしてしまった設備は補助対象とならないのか。

(回答)

- リース設備での入替は認められません。ただし、リース契約を解除し、繰上げ返済を行って自己所有の設備として資産計上する場合には対象となります。（解約時までを支払ったリース料、違約金、手数料等は対象となりません）

【問 2 - 1 4】 車両は補助対象となるのか。

(回答)

- 被災前に自己所有し、かつ業務用のみ使用すると認められる場合は対象となります。一部でも業務外（通勤や近隣への買い物）の使用がある車両は認められません。
- 対象となる車両については「茨城県被災事業者再建支援事業費補助金における車両の復旧に係る取扱いについて」をご覧ください。
- また、お客様から預かっていた車両、自社の販売用の車両、レンタカーは対象となりません。

【問 2 - 1 5】 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。

(回答)

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。
- ※書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限る
- 自動ブレーキの標準化など、メーカーの違いにより同一の設定が無い等の事情により一部の機能や性能が上がってしまうようなケースについては、修理不能設備等一覧表（様式第 2 号（別紙 2））等により、総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

【問 2 - 1 6】 土砂撤去は補助対象となるのか。

(回答)

- 原則、対象とはなりませんが、設備等の修繕、入替に必要な不可欠な部分のみ対象と

なります。

【問 2-17】 自社の社員を使って修繕を行なった場合には補助対象となるのか。

(回答)

○修繕に係る社員の人件費は対象となりません。修繕にかかった部品・材料等は修繕費として対象となるものもありますので相談してください。

【問 2-18】 被災後の休業期間中における従業員の給与補償は補助対象となるのか。

(回答)

○施設・設備等の直接被害を補助対象としており、社員の人件費は対象となりません。

【問 2-19】 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

(回答)

○施設、設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

【問 2-20】 他の補助金との併用は可能か。

(回答)

○同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできません。

○なお、復旧に要する費用にも含めることはできません。

【問 2-21】 器具や工具は補助対象となるのか。

(回答)

○器具や工具は、資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。

○なお、汎用性が高い又は事業活動に直結していないと判断される器具や工具、事務機器等(パソコン、コピー機、タブレット、スマートフォン等)は補助対象となりません。

【問 2-22】 消耗品は補助対象となるのか。

(回答)

○消耗品は補助対象となりません。

【問 2-23】 自社（他社から預かったものを含む）の在庫、商品、原材料が被災した場合、補助対象となるのか。

(回答)

○自社・他社問わず、商品、在庫品、原材料は対象となりません。

【問 2 - 2 4】 賃貸物件（アパートやマンション等）は補助対象となるのか。

(回答)

- 賃貸物件はオーナーにとっての商品ですので対象となりません。また、賃貸物件に付随するような設備についても同様に対象となりません。

【問 2 - 2 5】 消費税の取扱いはどうなるのか。

(回答)

- 消費税分は補助対象とはなりませんので、消費税を除いて申請してください。
- また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

【問 2 - 2 6】 振込手数料は補助対象となるのか。

(回答)

- 振込手数料は補助対象となりません。

【問 2 - 2 7】 保険の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 保険の対象となっている施設等も補助対象となりますが、当該施設等の復旧に要する費用から当該施設等に支払われる保険金額を控除した額が補助対象経費となります。
- したがって、その施設等の復旧費用の全てを保険金で賄えた場合は、補助対象になりません。
- なお、被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該施設等についても補助対象とならず、補助金を申請することはできません。

【問 2 - 2 8】 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

(回答)

- 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。その場合申請時には、様式第 2 号（別紙 1）被災施設等一覧表の H 欄「受取保険金の金額」の“加入しているが、保険金額未確定”にチェックしてください。
- また、補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合には、県までご連絡ください。
- なお、保険金を受領したにも関わらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給したことが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただくこととなります。

【問 2 - 2 9】 複数の設備にまたがる保険金の扱いはどうすべきか。

(回答)

- 保険会社から示された設備ごとの保険金受給額を様式第 2 号（別紙 1）被災施設等

一覧表のH欄「受取保険金の金額」に記載してください。

- 内訳が示されていない場合には、評価額や台数により按分し記載してください。なお、按分方法については、根拠資料を提出していただく必要があります。

【問 2 - 3 0】 資産計上されていない施設や設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 原則、資産台帳等で所有を確認させていただきますが、資産計上されていない施設等であっても、「資産台帳等に登録されていない設備等の所有証明書」(参考様式1)により所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。
- なお、補助金により復旧した施設、設備、車両については、復旧後に資産計上していただく必要があります。

【問 2 - 3 1】 「復旧に要する費用」と「補助対象経費」の違いは何か。

(回答)

- 「復旧に要する費用」は、補助金の上限額を判断する際に用いるもので、補助対象期間中に復旧を行う施設、設備等の修繕費等を全て積み上げたものとなります。
- 「復旧に要する費用」から「受け取り保険金の金額」を控除したものが「補助対象経費」になります。
- 「補助対象経費」に補助率を乗じたものが補助金の額となりますが、前述の補助金上限額と比較して、いずれか低い方の額が実際の補助金(支給)額となります。

3 申請等手続き

【問3-1】申請書はどこに提出すればよいか。

(回答)

- 小規模事業者の場合は「茨城県」、中小企業者の場合は被災した事業所のある「市(役所)」へ申請してください。

【問3-2】補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要になるのか。

(回答)

- 詳細は、「茨城県被災事業者再建支援事業費補助金申請要領(小規模事業者向け)」の5申請方法(1)交付申請に係る提出書類をご確認ください。

【問3-3】補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。

(回答)

- 補助金の支払いまでの手続きは、次のとおりとなります。

- | | |
|---------------|------------|
| ①補助金の交付申請 | (各事業者 ⇒ 県) |
| ②交付決定通知 | (県 ⇒ 各事業者) |
| ③復旧事業の着手(※) | (各事業者) |
| ④復旧事業及び支払いの完了 | (各事業者) |
| ⑤実績報告書の提出 | (各事業者 ⇒ 県) |
| ⑥書類確認、現地確認 | (県) |
| ⑦補助金の額の確定通知 | (県 ⇒ 各事業者) |
| ⑧補助金の請求 | (各事業者 ⇒ 県) |
| ⑨補助金の支払い | (県 ⇒ 各事業者) |

※③については、交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

- 上記のとおり、復旧工事代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

【問3-4】申請は事業所単位で個別に行うのか。

(回答)

- 申請は事業者単位となります。同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用をまとめて申請することは可能ですが、補助金額は全てを合算した上で算定されるため、補助上限は一事業者当たり1,000万円、下限は50万円となります。

【問3-5】補助金の申請は、1回限りか。

(回答)

- 一事業者あたり1回限り申請可能です。

【問3-6】 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。

(回答)

- 原則、令和6年6月28日(金)までに事業を完了(納品、支払いまで)する必要があります。
- 令和6年6月28日(金)までに事業が完了しない、又は、完了しないことが予想される場合は、事前に県までご連絡ください。
- クレジットカード払い、約束手形、小切手等による支払いの場合、令和6年6月28日(金)までに口座からの支出(決済)が完了している必要がありますので、お気を付けください。

【問3-7】 台風による被害を受けた施設・設備が補助対象となるが、どのように証明するのか。

(回答)

- 被害を受けた施設、設備のある市からり災証明(被災証明)の交付を受けてください。
- ※補助申請する施設、設備が記載されている必要がありますので、市への申請時には注意してください。

【問3-8】 被災状況について写真が必要になるのか。

(回答)

- 申請時に写真の添付は必要ありません。市が発行するり災証明等により被災状況を証明していただきます。
- ただし、実績報告時には復旧完了後の写真を提出していただきます。

【問3-9】 り災証明はどこで発行してもらえるのか。

(回答)

- 被害を受けた施設、設備のある市からり災証明(被災証明)の交付を受けてください。
- ※補助申請する施設、設備が記載されている必要がありますので、市への申請時には注意してください。

【問3-10】 見積書は複数取る必要はあるのか。

(回答)

- 経済性の観点から、2者以上から見積書を徴取し、より安価な発注先を選んでください。
- ただし、発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合や既に発注済みの場合は、「被災施設・設備等の復旧に係る業者選定理由書」(参考様式2)の提出が必要となります。

【問3-11】様式第2号別紙2の修理不能であることの確認先はどこを記載すればよいか。

(回答)

○対象の被災設備等が修理不能であることを事前に確認された製造メーカーや販売店等を記載してください。

※必要に応じ、確認のため連絡させていただくことがあります。

【問3-12】様式第2号別紙2の被災設備等と同等性能であることの確認先はどこを記載すればよいか。

(回答)

○対象の被災設備等の代替として購入された設備等の製造メーカーや販売店等を記載してください。

※必要に応じ、確認のため連絡させていただくことがあります。

【問3-13】要件の「事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済み、又は第17条で定める実績報告書の提出までに策定していること」とは具体的にどのようなことを指すのか。

(回答)

○「事業継続計画（BCP）」又は「事業継続力強化計画」（国認定あり）を交付申請時点で既に策定済みか、実績報告終了時点までに策定されていることを指します。

○なお、申請時点で策定がなされていなくても、策定予定であることを誓約することで補助金の申請は可能です。その場合、実績報告までに、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画が策定されている必要があります。

※事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定に当たっては、最寄りの商工会・商工会議所にご相談ください。

【問3-14】電子申請の場合、ファイル名はどのようにしたらよいか。

(回答)

○施設等に関する書類は、様式第2号（別紙1）に記載した番号などで、ファイルを整理してください。

(例) 【1施設】見積書

【2設備】固定資産台帳

【問3-15】補助金は先着順で支給されるのか。

(回答)

○先着順ではありません。申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内で交付決定額を確定し、審査結果を通知します。

【問3-16】申請した補助金額が必ずもらえるか。

(回答)

- 申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内で交付決定額を確定しますので、必ずしも申請した補助金額が受け取れるとは限りません。予算の都合上、条件を満たしていても、補助上限額まで支給できない場合があります。
- また、実績報告書の内容や現地調査の状況により、補助金額が変更となる場合があります。

【問3-17】実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。

(回答)

- 支払いには、実績報告書の提出後、2か月程度を要します。
- 実績報告書の提出後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いになります。

【問3-18】申請期間が2月末までだが、第2回公募の可能性はあるか。

(回答)

- 第2回公募はありません。本補助金の活用を希望する場合は、必ず2月29日(木)までに申請してください。

【問3-19】申請書の作成を行政書士やコンサルタントに委託してもよいのか。

(回答)

- 申請書の作成を委託しても構いません。ただし、その委託料等は補助対象となりません。

【問3-20】交付決定後に追加の設備等を補助対象としたいなど、補助対象経費に変更があった場合は申請内容を変更することはできるか。

(回答)

- 変更承認申請により、申請内容を変更することはできますが、交付決定額が補助金支払いの上限額となりますので、実績額が増額となっても、補助金額は増額にはなりません。
- なお、実績額が減額となった場合は、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。